

商工会は行きます。聞きます。提案します。

# さぼ〜と



## 第72号 南丹市商工会だより

発行者

南丹市八木町八木東久保 28-1

南丹市商工会

Tel 0771-42-5380 Fax 0771-42-5734

昭和 22 年から続く、京都南丹市花火大会が第 73 回目の今年、初めての中止となりました。まれに見るお盆の時期に台風がやってきました。しかも暴風域が広く、花火にとっては一番嫌な気象条件です。出来るのではとも思いましたが、来場者の安全を第一に考え、早い段階で中止決定をいただきました。結果、英断であったと住民の方からはお言葉をいただいております。観覧席への第 73 回入場パスポートについては、次回も同じものを使えますので保管いただき、不明な点がありましたら事務局にお問い合わせ願います。



今年も日本列島では秋雨前線が停滞し、収穫時期に影響を及ぼしております。特に先日来より「線状降水帯」と呼ばれる積乱雲群により九州地域はかなりの被害がありました。今後こういった気象状況は、どこで起きても不思議でないと言われており、日ごろから備えておきたいものです。

さて、“激震”というタイトルで記事がありましたのでご紹介させていただきます。場所はサッカー界。Jリーグの強豪・鹿島アントラーズの経営権を日本製鉄が手放し、IT企業のメルカリが取得するというものです。1947年に創部し約70年に渡って支え、国内外で20のタイトルを得るまでの強豪となったアントラーズをなぜ手放すのか。昔は、鉄鋼業は産業の中心であり知名度も高い旧住友金属工業のような鉄鋼メーカーがサッカーチームを支える事に違和感はなかったが、近年生き残りの為に競争は激化、再編が続き、社名からも「住金」の名は消滅しました。しかし日本製鉄の売上は6兆円、アントラーズの売上は直近で70億円と黒字、売却額は16億円であり、なぜ今と言わざるを得ないとの事である。7/30の会見では、世界でも戦えるように経営基盤を強化するため、新しいパートナーで事業転換が得策と判断した。素材産業は「B to B」であり、今後は「B to C」の一般消費者を対象としてファン層の拡大を目指したい。企業イメージ向上では致し方の無い事か。

府内の景気は緩やかな拡大基調。消費も2か月ぶりに前年同月を上回ったとのこと。メディアでは連日放送される不安な世界情勢、一日も早い平安を願いたいものです。

# 中小企業知恵の経営ステップアップ事業のご案内

京都府と南丹市商工会では、厳しい経営環境にある、中小企業の方々を支援する「中小企業知恵の経営ステップアップ事業」を実施いたします。  
 本事業は商工会経営支援員（中小企業応援隊）の支援策として、本事業主旨に沿ってみなさんが令和元年度に実施される取組（事業）に必要な経費の一部を補助し、応援しようとするものです。

## 【申請受付期間】

令和元年6月3日（月）から令和元年11月29日（金）まで

- 南丹市内に事業所（団体）等を有する中小企業等が対象  
 ※平成30年度に中小企業知恵の経営ステップアップ補助金事業を実施した企業は対象外。  
 ※平成29年度以前に中小企業知恵の経営ステップアップ補助金事業を実施された企業は経営改善に繋がった根拠資料を添付
- 平成31年4月1日から令和元年12月31日までの間に実施する中小企業等の経営改善に繋がる工夫を凝らした取組（事業）の集客向上に繋がる取組（事業）などが対象
- 補助金については次のとおり

項目	対象		補助率	補助上限
(1) 経営改善型	中小企業等	小規模企業*	3分の2	200,000円
		中小企業（小規模企業除く。）*	2分の1	300,000円
		中小企業を構成員とする団体等*	3分の2	200,000円
起業支援型	創業予定者、中小企業等		3分の2	200,000円

※ 別途専門家派遣も可能

※公募要領・申請書類等は南丹市商工会ホームページからダウンロードできます。

★詳細については、商工会までお問い合わせください。

## 京都府最低賃金（地域別最低賃金）

令和元年10月1日から27円引き上げて909円に改正することになりました。

京都府最低賃金（時間額）	現行	改正金額	適用対象
	882円	909円	京都府下の事業所で働くすべての労働者及びその使用者

京都府内の使用者は、この金額より低い金額で労働者（アルバイト・パートタイマー等を含む）を使用することはできません。


# 軽減税率制度、対応の準備は？

10月1日から、消費税率の引き上げとともに、新たに消費税軽減税率制度が導入されます。軽減税率の対象品目を取り扱う事業者はもとより、事業者として軽減税率の対象となる飲食料品を仕入れた場合に、区分経理が必要になるなど、すべての事業者に関係があります。

また、免税事業者であっても、軽減税率の対象品目を取り扱う事業者は、請求書や領収書に軽減税率対象品目の記載と税率ごと（8%、10%）の合計金額の記載が必要となります。

軽減税率の対象品目の売上のない事業者（建設業や製造業、雑貨他小売業など）は、仕入（経費）について、接客や会議用のお茶やお菓子、飲食料品の贈答費用は8%になります。また、飲食店における接待交際費は10%です。支払先からの請求書や領収書を確認して、8%のものと10%のものに区分して帳簿に記帳をします。

以上のように、売上や仕入（経費）を税率ごとに区分して、正しい経理処理が必要になってきます。また、自社が発行する請求書や領収書も、税率ごとの区分記載が必要です。その対応として、レジの導入（入替）や会計システムの新規導入なども検討しましょう。レジ導入等については、9月末までに契約等手続を完了し、12月16日までに申請したものは補助金の対象となります。

 消費税率の引き上げに伴い、納税額の増加が予想されます。資金繰りに注意し、納税資金を確保しましょう。

◎消費税率10%への引き上げにより、8%時と比べ納税額は、25%増となります。

消費税率 8%			消費税率 10%		
	税込	うち消費税		税込	うち消費税
売上	21,600円	1,600円	売上	22,000円	2,000円
仕入	10,800円	800円	仕入	11,000円	1,000円
納税額	800円		納税額	1,000円	

25%増に!

消費税の納付税額は、売上代金とともに預かった消費税額と仕入代金とともに支払った消費税額の差額です。従来と同程度の取引規模であったとしても、税率引き上げに伴い、その分だけ納付税額も増加します。8%から10%への引き上げは、単に2%のアップではなく、納付税額25%のアップとなりますので、納税資金の確保に留意してください。

# キャッシュレス決済消費者還元事業

10月1日以降、対象店舗でキャッシュレス支払をされた消費者に、ポイント還元等を実施します。それに伴い、対象店舗へのキャッシュレス決済の導入を国が支援します。

## ◆◆◆主なキャッシュレス手段◆◆◆

### クレジットカード/デビットカード



#### 主な対象決済手段



### QRコード



- ・スマートフォンに、クレジットカード、電子マネー、銀行口座等を登録
- ・バーコードやQRコードを使って支払い

#### 主な対象決済手段



### 電子マネー (プリペイド)



- ・事前にチャージ (前払い)
- ・与信なし
- ・スマートフォン不要

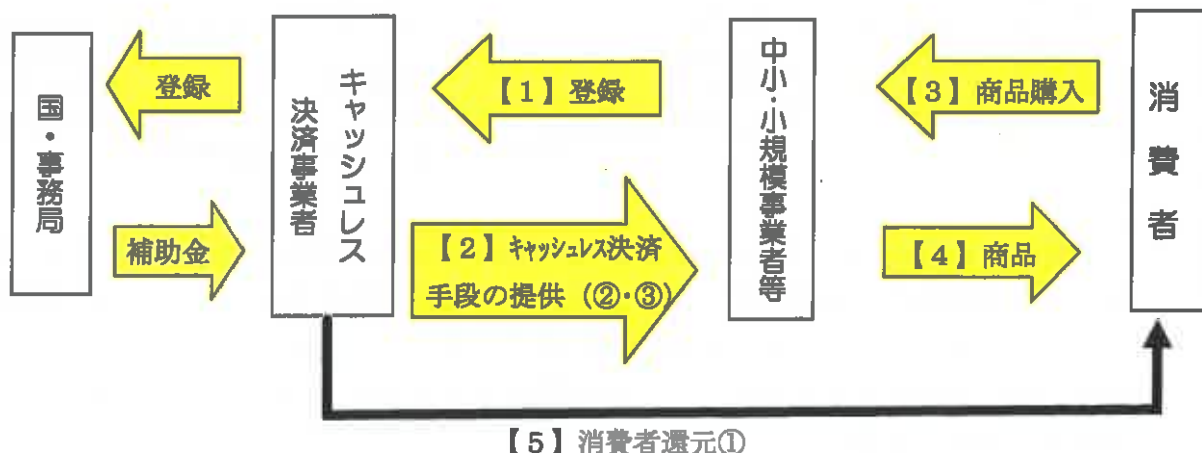
#### 主な対象決済手段



※ (株) エムアイシー (名古屋鉄道 (株) の100%子会社) 発行のmanacaは還元対象の店舗が、(株) 名古屋交通開発銀行発行のmanacaは還元の対象外

※キャッシュレス消費者還元事業資料より抜粋

- 実施期間：2019年10月～2020年6月(9ヶ月間)
- 支援内容：一般の中小・小規模事業者は、
  - ①消費者還元5%
  - ②加盟店手数料率約2%台以下
  - ③中小企業の負担ゼロで端末導入
 フランチャイズ等の場合は消費者還元2%



**\*新しくキャッシュレス決済を始めたい事業者の方**

①対象店舗となるには、「キャッシュレス決済事業者」と契約を結びます。

○全国商工会連合会では、3社の決済事業者と提携を結びました。

提携先	パーク24株式会社 (タイムズハイ)	メルペイ株式会社 (メルペイ)	株式会社クレディセゾン
決済手段	クレジットカード 電子マネー	QRコード 電子マネー	クレジットカード 電子マネー
導入費	無料	無料 (タブレット等は必要)	無料
月額費用 (固定費)	無料	無料	据え置き型：無料 モバイル型：900円/月
決済手数料	3.1~3.24% (R2.7月以降3.1~3.74%)	1.5%	3.24%~3.25% (条件クリアで2.99%)
優待・特典	・VISA・MasterCard 手数料の低減 (3.24%→3.1%)	・QRコードから簡単申込 ・営業継続費用保険の提供 (支払限度額30万円)	・条件クリアによる手数料低減 (3.24%→2.99%)
特徴	・取り扱える決済手段が多く、既存のユーザーが多い ・タイムズクラブHPに無料掲載でき集客効果もある (会員数約750万人)	・申込が簡単 ・手数料が安い ・メルカリの1300万人 (10人に1人利用) のアクティブユーザーの年間5000億円の売上が活用される	・条件をクリアすれば手数料が安い ・「銀聯」取り扱いによるインバウンド対応

上記3社につきましては、商工会までお問合せください。

その他の決済事業者は、「キャッシュレス消費者還元事業」HP から決済手段や手数料などの確認ができます。

②加盟店 ID が発行されます。

本制度の登録時に全加盟店に割り当てられる13桁の番号です。

決済事業者に発行を依頼します。

国・事務局での登録審査完了後、決済事業者を通じて「加盟店登録」と「消費者還元の開始日」が通知されます。

また、9月頃以降には、加盟店舗による統一ポスターの掲示が開始されます。



電子マネー、クレジットカード、スマホ決済のQRコード など、様々な決済方法があり、決済事業者も8月30日現在887社が登録されています。

加盟店IDは、1店にひとつですが、決済事業者の登録は、決済方法に応じてそれぞれ契約しなければ、ポイント還元や手数料の補助を受けることができません。

○○ペイ → 決済事業者 ・・ペイ(株)

△△カード → 決済事業者 ++カード(株) など

お客様が、どの決済方法を選択されるのか、それにより、自店はどの決済事業者と契約をするのか、を決めていくこととなります。

また、手数料の補助があるとはいえ、決済手数料が必要となる事業者もあります。

今は、キャッシュレス決済を使われていないお客様も、10月以降5%のポイント還元があるなら と、アプリを入れスマホ決済をされる方、「イコカ」などの電子マネーを使われる方など、使用されるお客様が増えてくることも予想されます。

“売上機会の損失”とならないよう、早急に対応をお考えください。

※現在、登録申込が急増していますので、加盟店登録が10月からの開始に間に合わない可能性があります。早急に手続きをお進めください。

加盟店登録については、10月1日の事業開始以降も、令和2年4月末まで登録申請受付をされています。

※既にキャッシュレス決済を導入されている店舗も、改めて決済事業者を通じて加盟店登録をしなければポイント還元の対象店舗とはなりませんので、ご注意ください。この登録を行っていない場合、決済手数料の補助を受けることができず、消費者還元もできないためお客様とのトラブルに繋がる可能性もあります。

◎キャッシュレス決済業者毎に加盟店登録の申請が必要です。

◎ホームページからの加盟店ID発行だけでは加盟店登録にはなりません。

◎既にキャッシュレス決済導入済みでも、加盟店登録の申請無しに自動的に登録されることはありません。

●お問合せ● ホームページ：<https://cashless.go.jp>

**ポイント還元窓口 中小・小規模事業者向け**  
(キャッシュレス・消費者還元事業)



**0570-000655**

(IP電話専用) 042-303-4203

受付  
時間

平日10:00～18:00(土・日・祝日を除く)

★導入するには、どうすれば? など、お気軽に商工会までお問い合わせください。

## 「海外知財訴訟費用保険制度」のご案内

知的財産権は、消費やサービスの特許や意匠(デザイン)、商標(ブランド)等の知的資産(無形資産)を守る権利です。自社の商品やサービスを海外で販売する際、知財制度が整備されている国では、現地の企業から権利の侵害を主張され、訴訟を起こされてしまう恐れがあります。

### ✕ 警告状が送られてきた!!

トラブルのきっかけは警告状が送られてくることですが、これに対する最初の対応が重要です。

### ✕ 商標の買取請求がきた!!

相手が先取りした権利を買い取るよう求められることがあります。

### ✕ いきなり訴訟提起された!!

もし訴訟提起されたら事実確認及び証拠の収集を行い早めに専門家に相談を。

以上のように、海外での現地企業における出願件数の増加に伴い、新興国等海外での知財係争に中小企業が巻き込まれるリスクが増加傾向にあります。

特許庁では、中小企業が海外において知的財産権に関する損害賠償請求等の訴訟の提起を受けた場合に応訴等するための費用を補償する海外知財訴訟費用保険制度を平成 28 年 7 月に創設しました。中小企業が本保険に加入する場合、保険料の 1/2 (2 年目以降の場合は、保険料の 1/3) が国から補助されます。

★詳細については、商工会までお問い合わせください。

## 青年部だより

### 商工会青年部全国大会顕彰

#### 「ネットワーク作り部門」表彰が決定!

他の青年部の模範となる活動をされた部や部員に送られる青年部顕彰事業において前部長である柴田洋希さん(津多屋)が「ネットワーク作り部門」にて表彰される事が決定しました。柴田さんについては今後開催される商工会青年部近畿大会及び全国大会内の顕彰事業表彰式に参加されます。

柴田さんは部長時に園部中学校や農芸高等学校等とのネットワークを構築され、青年部の事業として部員と共に各学校にて青年部活動で培った主張発表のノウハウや事業者から見た南丹市の魅力を講師として伝えられました。その功績が近畿府県商工会青年部連絡協議会にて高く評価され今回の表彰に結びつきました。

## 青年部主張発表大会

 京都府中部予選会にて最優秀賞！

 京都府大会にて優良賞獲得！

6月28日、青年部主張発表中部ブロック予選会が京丹波町和知ふれあいセンターにおいて開催されました。

中部ブロックの4商工会の青年部より4名の部員が発表され、当部の高橋圭さん(㈱タカハシ)が1位となる最優秀賞に輝きました。

8月7日には中部ブロックの代表として京都府大会に出場され、3位となる優良賞を獲得されました。惜しくも近畿大会出場はなりませんでした。堂々と自社やサンサン祭での取組について発表頂きました。

6月の予選会から2ヶ月、主張発表に全力を懸けて望んでいただいた高橋さん本当にお疲れ様でした。また高橋さんのサポートとして主張発表事業に取り組んでいただいた研修委員会をはじめ部員の皆様も本当にお疲れ様でした。

# 南丹サンサン祭 2019

今年も伝統の4時間耐久三輪車レースを開催します。今年は園部落立藩400年の年でもあることから園部公園及び公園駐車場を会場に開催します。同会場では「そのべ軽トラ市」も開催されます。

4時間耐久三輪車レースは、手作りの三輪車でチーム対抗の周回数を競う愉快で迫力のある耐久レースです。ご家族お誘いあわせのうえ是非ご来場ください。

開催日時 令和元年10月20日(日) 10:00~16:30  
開催場所 園部公園及び公園駐車場(南丹市園部町小桜町)

★まだまだ三輪車レース参加者募集中！(締切9月20日)

★お問い合わせは、南丹市商工会事務局(本所・奥本)まで・・・

(☎0771-42-5380)







## 女性部活動報告

今回より、委員会があたりしくなり、女性部の広報誌「くろーぱー」も新しくなりました。

「より女性部らしい発信とは？」と活発な意見が出て、部員がどんな目線で南丹での商売に取り組んでいるかの記事と、部員のお店にいてみるきっかけになる媒体として、期間限定クーポン付きの広告という形にしました。

ぜひ、ご一読いただき、店頭においていただくなり、クーポンを使ってみられるなりして、活用ください。

南丹の暮らしが楽しくなる一助となることを願っています。

発信委員会より



### — 今後の予定 —

9月19日 学び委員会 「骨盤ボディメイクヨガ」開催

10月28日～30日 女性部全国大会 In 島根松江市

12月25日 交流委員会 「生け花教室」開催



## 南丹市内の中小企業を 南丹市商工会は ながく つよく さぽ~と します!!

### 挑戦を サポート

創業や経営革新の支援をサポートします。  
新規創業や再チャレンジ・第二創業・農商工連携・経営革新・  
知恵の経営等に前向きな企業の「挑戦」を支援します。

### 進化を サポート

質の高い経営・効率の良い経営に向けて、低コスト対策・技術  
向上・従業員教育等に前向きな企業の「進化」に対して支援し  
ます。また、ホームページなどの作成支援もします。

### 安心を サポート

わずらわしい労働保険事務の手続き、記帳機械化代行・記帳指  
導、PL 保険、小規模企業共済、倒産防止共済のほか、事業主  
や企業に役立つ各種共済制度の提案や、決算・確定申告・税務  
手続きに対し「安心」を支援します。

### 躍進を サポート

後継者の育成や事業承継の支援のほか、講習会・講演会の開催  
を通じて必要な知識の習得や個別指導を通じて企業の「躍進」  
を支援します。

### もっと サポート

最新の経営に関する施策の各種情報を分かりやすい内容で発  
信します。また、企業商品の販路開拓を目指し、各種展示会や  
物産展の情報を発信すると共に観光資源についても「もっと」  
支援します。

### ずっと サポート

事業に必要な資金（融資）の相談をはじめ、経営診断、経営危  
機に対しての経営安定相談など「ずっと」支援します。

★どんなことでもお気軽にご相談ください！



- |            |               |               |
|------------|---------------|---------------|
| ★ 本所(八木支所) | 八木町八木東久保 28-1 | ☎0771-42-5380 |
| ★ 園部支所     | 園部町小椋町 62-1   | ☎0771-62-0766 |
| ★ 日吉支所     | 日吉町殿田尾崎 8-1   | ☎0771-72-0224 |
| ★ 美山支所     | 美山町島島台 51     | ☎0771-75-0021 |

南丹市商工会ホームページ <http://nantan.kyoto-fsci.or.jp/>

e-mail [nantan-sci@kyoto-fsci.or.jp](mailto:nantan-sci@kyoto-fsci.or.jp)